# 認証スキーム JWWA-S1

第1版:2022年3月9日改正

スキームオーナー:公益社団法人日本水道協会

# 改正履歴

項目	版番号	頁	年月日	作成者 認証課長	審查管理責任者	承 認 最高責任者	主な改正事項
制定	0-0	全	Н27. 10. 8	内藤	波多野	尾崎	制定
改正	1	全	2022. 3. 9	近藤	平 本	吉田	定期見直しに伴う 改正

#### 1 認証スキーム

公益社団法人 日本水道協会(以下、「本協会」という。)は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日厚生省令第14号)(以下、「省令14号」という。)、及び水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年2月23日厚生省令第15号)(以下、「省令15号」という。)への適合性の品質認証に関する認証スキームを定める。

#### 2 認証スキームの指針

認証スキーム(以下、「スキーム」という。)の制定にあたり、給水装置に係る第三者認証機関の業務等の指針(平成9年6月厚生省水道環境部水道整備課長通達)(以下、「課長通達」という。)及びJIS Q 17067:2014 適合性評価ー製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針を考慮した。

#### 3 適用範囲

#### 3.1 対象製品

スキームは、申込者又は認証取得者が製造又は販売する次の各号の製品を対象とする。また、対象製品の詳細区分は、品質認証センター(以下、「センター」という。)が別に定める。

(1) 給水用具等

水道法第3条第9項に定義されている給水装置として用いられる給水管、給水用 具及びユニット製品とする。

(2) 資機材等

水道法第5条の各水道施設に用いられる表層用材料、ろ材、接着剤等、現場薬品 生成装置及びその他の水道用資機材とする。

(3) 薬品等

水道法第5条の各水道施設に用いられる凝集剤、凝集補助剤、粉末活性炭、消毒 剤及びその他の水道用薬品とする。

#### 3.2 審査基準

センターは、前項の対象製品に対して申込者と協議し、次の各号のうち該当する基準を適用する。

(1) 基本基準

基本基準は、省令 14 号に定められている基準及びセンターが省令 14 号を追補するために定めた給水用具等の認証要件とする。

(2) 技術的基準

技術的基準は、省令15号に定められている基準とする。

(3) 特別基準

特別基準は、センターが基本基準及び技術的基準を満足すると認めた規格に定められている基準とする。

#### 4 品質認証機関

4.1 スキームオーナー及び品質認証機関

このスキームのスキームオーナーは本協会とし、品質認証機関はセンターとする。

## 4.2 技術的基礎(要員)

センターは、要員が対象製品を評価するための専門的な知識及びスキームを運用する力量を有していることを確実にする。

#### 4.3 財政的基礎及び信用性

センターは、財政的な安定性を有することを確実にし、品質認証結果に対して社会的な信用を得るために必要な公平性及び中立性の高い品質認証機関であることを確実にする。

### 4.4 関係者の意見の反映

センターは、品質認証業務の実施に当たり、学識経験者、消費者、製造業者、水道事業者、工事事業者及び関係者等の意見を反映できる仕組みを構築し運用する。

4.5 情報公開及び手続きの簡素合理化

センターは、申込手続き、審査結果及び認証登録品のリスト等の情報公開に積極的に努め、申込書類及び提出データ等は、品質認証に必要最低限のものに限定する等、 手続きは極力簡略化及び迅速化を図る。

#### 4.6 その他の要求事項

センターは、前項までの要求事項の他、JIS Q 17065 に定められている要求事項に 準じて品質認証業務を実施する。

#### 5 品質認証方法

- 5.1 センターは、認証登録の申込があった場合、認証登録申込品に適用する審査基準への評価を行う。また、当該審査基準への適合が継続することを確実にするため、品質確認を実施する工場(以下、「品質確認実施工場」という。)に対して、第 6.3 項若しくは 6.4 項に従い、品質確認を行う。
- 5.2 センターは、認証登録に当たり性能項目に係る試験を行った場合に同等の結果が得られると判断される対象製品や類似かつ同等であると判断した場合について、一括して評価を行う等、申込者又は認証取得者の負担が過重にならないよう努める。
- 5.3 センターは、給水用具等について、同等の材料を用い、構造及び製造方法が類似している製品群の水質に関する性能試験について、当該製品群のうち最も金属等の浸出が多いと判断される製品の試験結果をもって、製品群全体の判定を行うことができる。

#### 6 品質確認方法

#### 6.1 一般

センターの品質確認方法は、自社検査方式を原則する。

ただし、それによりがたいとセンターが判断した場合、抜取検査方式を適用することができる。

なお、センターは、初回認証登録後に生産された登録品が継続して審査基準に適合 していることを確実にするためのサーベイランスを適宜行う。

#### 6.2 試験方法

センターは、給水用具等について、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示 第111号)に基づき試験方法を別に定める。また、資機材、薬品及び特別基準を適用する製品については、センターが認めた規格等に基づき適用する試験方法を定める。

#### 6.3 自社検査方式

- (1) センターは、品質確認実施工場が審査基準に適合した製品を安定して供給できることを評価するため、自社検査工場認定要件を定める。
- (2) センターは、自社検査方式での認証登録を希望する者から認証申込があった製品 について、当該申込品を製造する品質確認実施工場において、前号に定める認定要 件に基づき審査を行い、適合と判断した場合、自社検査方式として認める。
- (3) センターは、自社検査方式を適用した認証登録品が審査基準に適合していることを確認するため、定期的にセンターが定めた試験を実施し、評価する。
- (4) センターは、定期的に自社検査工場に対して自社検査工場認定要件を満たしていることを評価する。

#### 6.4 抜取検査方式

(1) センターは、給水用具等に限り、センターが行う製品ロットごとの抜取検査により品質確認とする方式を適用することができる。

なお、抜取検査の方法は、JIS Z 9015-1 で定められた計数調整型抜取検査方法に基づきセンターが明確な手順を定める。

- (2) センターは、前号に定める抜取検査方式を適用する製品の品質確認実施工場(以下、「抜取検査工場」という。)に対して、抜取検査工場認定要件を定める。
- (3) センターは、抜取検査方式での認証登録を希望する者から認証申込があった製品 について、当該申込品を品質確認する品質確認実施工場において、前号に定める認 定要件に基づく審査を行い、適合と判断した場合、抜取検査方式として認める。
- (4) センターは、認証取得者からの依頼により抜取検査方式を適用する認証登録品に対して、センターが定める抜取検査を実施する。
- (5) センターは、定期的に抜取検査工場に対して抜取検査工場認定要件に適合していることを評価する。

#### 6.5 試買検査

センターは、定期的にセンターが定めた規程に基づき市場に流通している認証品をサンプリングし、審査基準に適合していることを確認するため試買検査を実施する。 なお、苦情等が発生した認証品についても試買検査の対象とする。

# 6.6 運用

- (1) センターは、対象製品の品質管理状態が良好であることが別途確認される工場について、工場調査内容の簡素化を図ることができる。
- (2) 認証取得者は、品質確認実施工場に対し該当する認定要件を運用し、登録品の品質管理を行う。
- (3) センターは、実際に試験を行わなければ確認が困難な性能項目を除き、目視及び 材料証明等の関係書類の検査により認証登録されたものと同等の製品であることを 確認できる明確な手順を定める。
- 6.7 試験及び検査結果の受入れ

センターは、申込者若しくは認証取得者がセンターへの品質確認の申込に先立って 実施した試験及び検査結果を活用しない。

6.8 品質確認活動の外部委託

センターは、品質確認の一部を外部委託する場合、JIS Q 17025の要求事項を満たすことを要求し、申込者及び認証取得者へ事前に合意事項を明示するため、当該外部

委託機関と下請負契約を締結する。

#### 7 適合マーク

# 7.1 適合マークの表示

センターは、品質確認方法により、審査基準に適合していることを確認した認証登録品(以下、「認証品」という。)に限り、センターの定めた審査基準への適合性を第三者へ表明することを目的とした適合マーク(以下、「認証マーク」という。)を表示することを申込者及び認証取得者に求める。

7.2 認証マークの使用許諾等に関する授与及びその管理

センターは、認証マークの使用等を管理するための契約書を申込者若しくは認証取 得者と締結する。

なお、センターは、契約書に認証登録品若しくは認証品について、伝達するための 認証登録証に関する事項、認証マークの使用等に関する事項及び品質認証が有効では なくなった場合に満たすべき要求事項の内容を含ませる。

7.3 認証マークの種類

認証マークは、第三者が適合性の表明であることの判断を容易にするため、次の各号に示す統一意匠とし、種類に付いては、センターが詳細を定め情報公開する。

(1) 基本基準

(2) 技術的基準・特別基準





#### 7.4 表示事項

認証取得者は、品質認証マークを表示する場合、認証品若しくは認証品の梱包等に 工事事業者や消費者が確認できる任意の方法で次の各号についても表示する。

- (1) 認証取得者若しくはその略号。
- (2) 評価場所若しくはその略号。
- (3) 具備している性能項目が認識できる表示。
- (4) その他、別途センターが定める表示。
- 8 不適合製品

センターは、認証品が要求事項を満たさない場合の処置を別に定める。

- 9 品質認証に関する不正な主張
- 9.1 センターは、このスキームに基づく認証登録が不正に主張された場合、当事者を特定し事実確認を行う。
- 9.2 センターは、当事者の不正な主張が意図的である場合、不当な主張を是正するよう要求を行う。
- 10 苦情及び異議申立て

センターは、品質認証業務の苦情に対して品質システムを確認し適切に処置する手

順を定め実施する。

# 11 その他

センターは、このスキームの要求事項以外の内容について、別途定めるものとする。

付 則

このスキームは、平成28年4月1日より施行する。

付 則

このスキームは、2022年4月1日より施行する。